

補助金に関するお問合せを受付ています！

東京都 総務局 総合防災部 防災管理課 防災事業推進係 補助金担当
新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎11階南 電話03-5388-2485 内線25-021

帰宅困難者対策

検索

帰宅困難者用の備蓄品購入費の6分の5が補助されます

◎ 補助金の交付を受けるには、3つの条件があります。

条件1 施設が所在する区市町村との帰宅困難者受入に関する協定の締結。

条件2 東京都帰宅困難者対策条例に定める従業員向けの備蓄品を3日分備蓄。

条件3 事業継続計画（BCP）の策定。

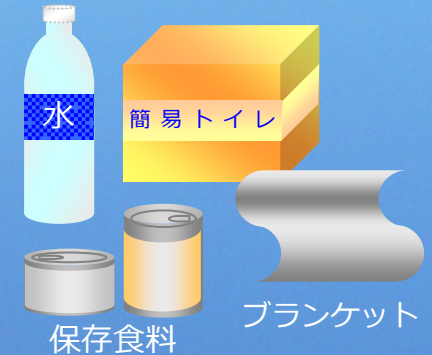
* 学校法人や宗教法人等については、事業継続計画に準じた防災計画等を策定する必要があります。

◎ 補助金を受けられる備蓄品目・数量

帰宅困難者1人当たりの備蓄量

○保存水	:	1日 3ℓ	×	3日分	=	計 9ℓ
○食料品	:	1日 3食	×	3日分	=	計 9食
○簡易トイレ	:	1日 5個	×	3日分	=	計 15個
○ブランケット	:	1日 3個	×	3日分	=	計 3個

* 1人3日分の補助対象限度額は9,000円で、総人数の上限はありません。



◎ 補助金交付までのモデルスケジュール

